

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく
一般ガス小売供給約款の特別措置について

大垣ガス株式会社は、2024年11月22日に閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、以下のとおり特別措置を実施いたします。

(1) 適用時期

料金算定期間の初日が2025年1月に属する請求月から2025年3月に属する請求月まで

(2) 適用対象

年間契約量が1000万 m^3 未満の全てのお客さま

(3) 特別措置の内容

特別措置に基づく原料費調整単価の算定にあたっては、原料費調整制度によって算定される原料費調整単価から、

税込10.0円/ m^3 （料金算定期間の初日が2025年1月および2月に属する請求月）

税込 5.0円/ m^3 （料金算定期間の初日が2025年3月に属する請求月）

を差し引きます。

特別措置に基づく原料費調整単価の算定

特別措置に基づく原料費調整単価 = 原料費調整単価 - 値引き単価

※ 特別措置に基づく原料費調整単価は当社ホームページでご確認いただけます。

(4) お問い合わせ

受付時間： 平日9時～17時

電話番号： 0120-18-9131

担当部署： 料金グループ